

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊別海駐屯地
第 3 7 7 会計隊別海派遣隊長 古澤 貴大

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LY31DD00140		6MQY1A60023 0001				12	
品名 または 件名							
矢臼別演習場射撃情報提供装置保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
矢臼別演習場			矢臼別演習場				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
矢臼別演習場			令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊別海駐屯地 第 3 7 7 会計隊別海派遣隊及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第 7 項(2)の適用する契約条項を確認すること。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年8月25日（火）10時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - イ 「入札及び契約心得」を厳守している者であること。
 - ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項
- 駐屯地用標準契約書中、
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金
 - 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金
 - 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- エ 電報・電話・FAX等による入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 契約書の作成

落札者は、落札後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書様式により契約書を作成する。ただし、落札金額が100万円未満の場合は契約書は作成しない。

(6) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

- ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。ただし、契約書の作成を省略する場合については、落札者に決定の通知をした時とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 郵便による入札を認める。郵便入札をする者は、封筒を二重にし、内封筒に入札書を入れて封をし、外封筒に資格審査結果通知書（写）を入れ、表面に「矢臼別演習場射撃情報提供装置保守点検役務入札書在中」と朱書きし、令和8年8月24日（月）17時00分までに必着させること。この際、電話にて下記担当者に到着の確認を行うこと。
- カ 再度入札の必要があった場合には、直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は令和8年8月28日（金）に実施する。
- キ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- ク 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊 契約班（担当：橋高）
TEL、FAX 0153-77-2437（直通）
- ケ 仕様書に関する事項の問合せ先
矢臼別演習場 別海駐屯地業務隊演習場管理班（担当：梶）
TEL、FAX 0153-75-6221（直通）

(8) 公告掲示場所

- ア 掲示場所：陸上自衛隊別海駐屯地、別海商工会議所
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin>
- イ 掲示期間：令和8年8月4日（火）～ 令和8年8月25日（火）

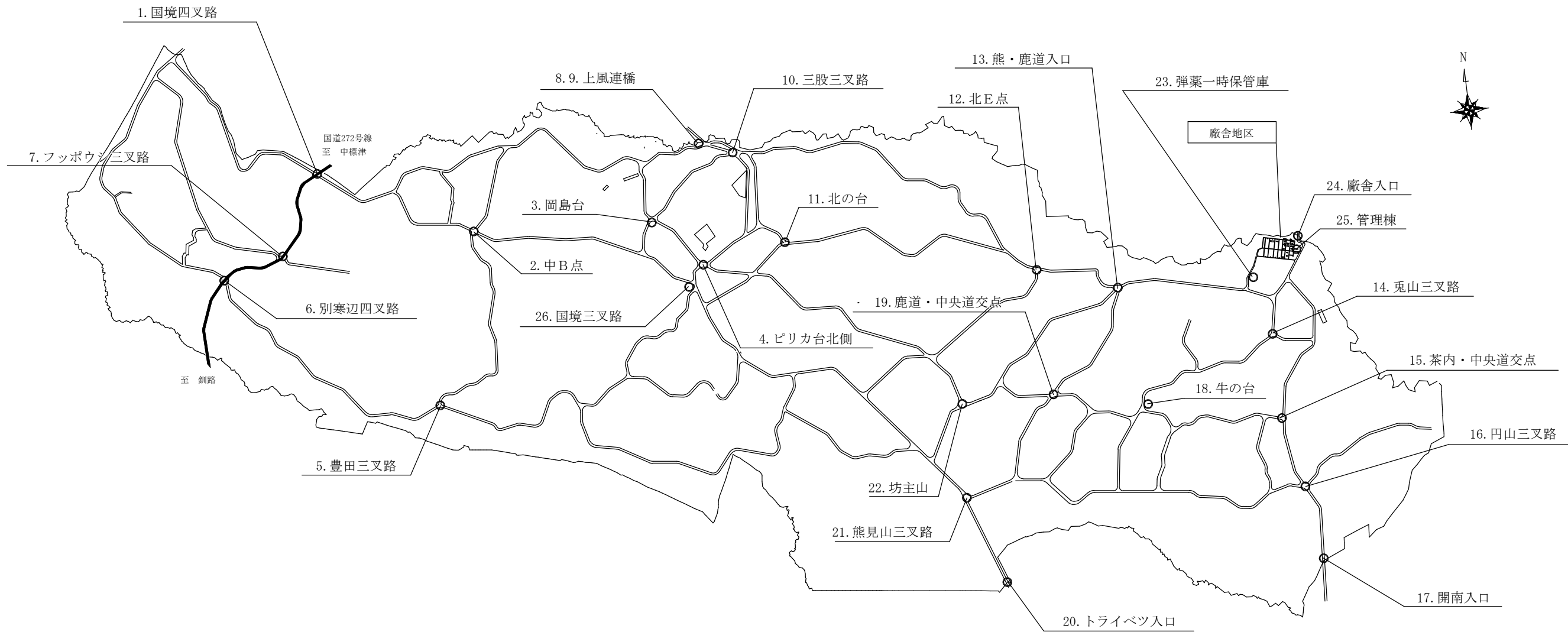
品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LY31DD00140								
NO	調達要求番号		物品番号	単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名				使用期限等			引 渡 場 所		
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所	検 査	
	使用器材名				仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	6MQY1A60023	0001		ST	1.00				矢臼別演習場	
	矢臼別演習場射撃情報提供装置保守点検役務							矢臼別演習場		
	仕様書のとおり							矢臼別演習場		
					12				令和9年3月31日	
				- 以 下 余 白 -						

特 記 仕 様 書				章	項 目		内 容															
1 役務件名：矢臼別演習場射撃情報提供装置保守点検役務 2 役務場所：北海道野付郡別海町矢臼別無番地 陸上自衛隊矢臼別演習場 3 役務概要：無停電電源装置修理・定期点検																						
章	項 目			内 容																		
4 一般共通事項	(1)	総 則	本仕様書及び図面は、「矢臼別演習場射撃情報提供装置保守点検役務」において必要な事項を定める。 本役務の実施にあたり図面及び記載のない事項については、陸上自衛隊「電子機器共通仕様書」及び「装備品等一般」に基づき実施する。 図面と仕様書に相違がある場合又は明記なき場合、並びに疑義が生じた場合は、官側と協議を行い、その指示に従う。 本役務の材料仕様は、本特記仕様書によるほか、共通仕様書に定めるところに従うものとする。 すべての材料は、現場に搬入後検査を実施し、合格したものを使用する。 ア 役務現場は、常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 イ 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。 ウ 役務現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは厳禁とする。 エ 作業の実施によって官側の施設に対し損傷を与えた場合は、損害の事項に対し賠償するものとする。 オ その他官側の指示に従う。 労働安全規則に定めるところにより十分な安全管理対策を行い、災害の未然防止を図るものとする。 請負業者は、この契約の履行によって直接または間接を問わず知りえた事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用・公表などを行ってはならない。 請負業者は、この契約の履行にあたり、次の事項について官側の認める場合、無償で官側の支援を受けることができる。 ア 試験等、請負業者で実施することができず、官側の支援が必要な事項 イ その他、官側が必要と認めた事項 この契約の履行にあたり、不具合等が発生した場合は、速やかに担当者の指示を受けるものとする。 ア 本役務に必要な書類は、官側の指示に従い遅延なく提出するものとする。 イ 請け負う業者は、役務完了時に点検結果報告書を監督官に提出する。 役務写真は、着工前・完了後及び必要な作業段階の実施状況、その他官側の指示する箇所を撮影し、A4S版に整理して提出する。 作業時間は、原則午前8時30分～午後5時00分とする。ただし、休日及び午後5時以降の作業を必要とする場合は、官側から許可を得るものとする。 本役務を実施するにあたり、現場代理人を指名し、役務期間中は現場に常駐等させること。 令和9年3月31日（水） 本役務後、役務報告書の検査合格をもって完了とする。																			
	(2)	着 手																				
	(3)	疑 義																				
	(4)	材 料																				
	(5)	材 料 検 査																				
	(6)	現 場 管 理																				
	(7)	安 全 管 理																				
	(8)	秘 密 保 全																				
	(9)	官 側 の 支 援																				
	(10)	不 具 合 の 処 置																				
	(11)	提 出 書 類																				
	(12)	役 務 写 真																				
	(13)	作 業 時 間																				
	(14)	現 場 代 理 人																				
	(15)	納 期																				
	(16)	役 務 完 了 検 査																				
	5 特記事項	(1)	役務の内容等	ア 無停電電源装置修理 (7) 修理対象については、表1による。 (4) 修理箇所の細部については、監督官の指示による。 (7) 表2の機器については契約後、速やかに交換機機器明細書により監督官に提出し確認を受けるものとし、請負業者は監督官の承認を得た器材を手配するものとする。 (エ) 既存機器は請負業者にて取り外すものとする。 (オ) 取り外した既存機器については請負業者にて適正に処置するものとする。 イ 定期点検 (7) 点検対象については、表3による。 (4) 目視点検により確認する箇所は、外観および通電状況、表示ランプの状態とする。 (7) (イ)により点検した項目及び不具合事項は、役務報告書に記入し監督官に提出する。 (エ) No.7 フッボウシ三叉路における、軽故障原因の詳細調査																		
(2)		修 理 対 象	表1 <table><tr><th>番号</th><th>装 置 名</th><th>装置場所</th><th>数量</th><th>作 業 内 容</th></tr><tr><td>1</td><td>無停電電源装置</td><td>No.22 坊主山</td><td>1</td><td>バッテリー交換</td></tr></table> 表2 <table><tr><th>番号</th><th>品名・形式</th><th>数量</th><th>機能・性能</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1</td><td>小型交流無停電電源装置 UPS710SPFまたは同等以上</td><td>1</td><td>㈱ユタカ電機製作所製UPS710SPFに搭載可能</td><td></td></tr></table>	番号	装 置 名	装置場所	数量	作 業 内 容	1	無停電電源装置	No.22 坊主山	1	バッテリー交換	番号	品名・形式	数量	機能・性能	備 考	1	小型交流無停電電源装置 UPS710SPFまたは同等以上	1	㈱ユタカ電機製作所製UPS710SPFに搭載可能
番号	装 置 名	装置場所	数量	作 業 内 容																		
1	無停電電源装置	No.22 坊主山	1	バッテリー交換																		
番号	品名・形式	数量	機能・性能	備 考																		
1	小型交流無停電電源装置 UPS710SPFまたは同等以上	1	㈱ユタカ電機製作所製UPS710SPFに搭載可能																			

表3	番号	装 置 名	設置場所／数量		作 業 内 容
			管理棟	その他	
	1	統制装置	1	0	動作確認作業・対向試験・目視点検・清掃作業 診断ソフト点検
	2	統制用P C（統制室）	1	0	動作確認作業・目視点検・清掃作業
	3	統制用P C（映像部）	1	0	動作確認作業・目視点検・清掃作業
	4	光伝送装置（親局）	1	0	装置状態確認・パケット疎通確認・目視点検 清掃作業
	5	光伝送装置（子局）	0	25	装置状態確認・目視点検・清掃作業
	6	監視映像記録部	1	0	動作確認作業・目視点検・清掃作業
	7	監視映像表示用モニタ	1	0	動作確認作業・目視点検・清掃作業
	8	交換機	1	0	目視点検・清掃作業
9	電話機	2	19	目視点検・清掃作業	
10	監視カメラ	0	7	動作確認作業・対向試験・目視点検・清掃作業	
11	情報板	0	9	動作確認作業・対向試験・目視点検・清掃作業	
12	メディアコンバータ	17	33	目視点検・清掃作業	
13	UPS（統制所用）	1	0	目視点検・清掃作業	
14	UPS（NW用）	0	25	目視点検・清掃作業	
15	光ケーブル	敷設対象区間		光線路ロス測定	

件 名	矢臼別演習場射撃情報提供装置保守点検役務					図 番 面 号	1／2
種 別	特記仕様書・演習場案内図・廠舎地区配置図					縮 尺	図 示
業務隊長	管理科長	営繕班長	管理班長	管理係長	管理係	設 計	仕様書番号
							12
陸上自衛隊別海駐屯地業務隊						令和8年7月22日	



矢白別演習場配置図 S=1/15,000

設置場所一覧表

装 置 名	設置場所/数量																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	
統制装置																									1		1	
統制用 P C （統制部）																									1		1	
統制用 P C （映像部）																									1		1	
光伝送装置（親局）																									1		1	
光伝送装置（子局）	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	25	
監視映像記録部																									1		1	
監視映像表示用モニタ																									1		1	
交換機																									1		1	
電話機	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1		2		21	
監視カメラ	1					1		1	1							1				1				1			7	
情報板	1						1	1	2	1							1			1				1			9	
メディアコンバータ	1	1	1	1	1	2	1	4	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1	17	3	50	
UPS（統制所用）																									1		1	
UPS（NW用）	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	25	
光ケーブル	1					1	1	2	1								1			1				1	1		10	
ポスト	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1		1				19	

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。